

国際臨空産業・物流特区

都道府県名：

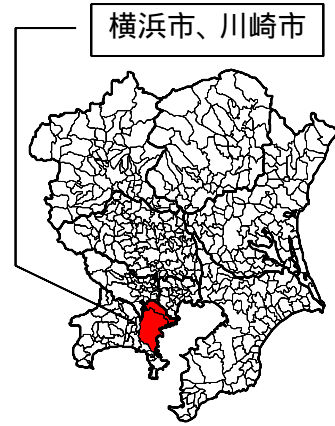
神奈川県

申請主体名：

神奈川県、川崎市

区域の範囲：

横浜市鶴見区及び神奈川区並びに川崎市川崎区の区域の一部（京浜臨海部）



特区の概要：

京浜臨海部が、首都圏の大消費地に隣接していること、広域交通網の結節点であることなどの地域特性を活かし、我が国の中枢を担う一大貿易拠点である川崎港の国際物流機能の効率化、高度化を図るとともに、将来の羽田空港の再拡張・国際化による、人・物・情報の交流の活発化に対応する物流拠点などの国際的な臨空産業の集積を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 臨時開庁手数料の軽減
- ・ 税関の執務時間外における通関体制の整備



【川崎港コンテナターミナル】



【羽田空港に隣接する京浜臨海部】